

## 東京都江戸東京博物館自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者募集要項

公益財団法人東京都歴史文化財団  
東京都江戸東京博物館

公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都江戸東京博物館では、利用者のサービス向上のため、館の敷地内に自動販売機を設置し清涼飲料水等の販売を行う管理運営事業者を、下記の条件により募集いたします。

### 1 募集事業者

東京都江戸東京博物館における自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者

### 2 募集方法

企画提案方式（書類審査）

### 3 運営事業者による販売商品の種類

清涼飲料水等

### 4 運営事業者による販売商品の形状及び種類

- (1) ペットボトル、缶の単独販売または併売とする。ペットボトル、缶いずれもキャップ式のものに限る。
- (2) 自動販売機1台あたり、最低25セレクション以上とすること。
- (3) 自動販売機設置場所には、販売する飲料の使用済容器の回収ボックスを設置すること。回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持込み等を問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

### 5 募集事業者数及び設置自動販売機数、自動販売機の規格

- (1) 募集事業者数

1者

- (2) 自動販売機設置台数 計2台

※上記(1)(2)についての詳細は、別紙1「東京都江戸東京博物館 清涼飲料水等自動販売機規格・条件・設置台数一覧」のとおり。

- (3) 規格

ア) 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。

- イ) 可能な限りユニバーサルデザイン（多言語対応含む）、バリアフリー型など多機能な仕様のものとすること。
- ウ) ホット＆コールド機であること。
- エ) ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
- オ) トップランナー方式に準じた消費電力量の低減に資する技術等を導入し、環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
- カ) 照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能、24時間消灯機能搭載機とすること。）
- キ) 耐震対策を行い、できる限り建物躯体に負担のかからない方法で設置すること。
- ク) 安全対策
  - ① 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、東京都江戸東京博物館の責に帰する事由による場合を除き、運営事業者がその責を負う。
  - ② 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、東京都江戸東京博物館の責に帰することが明らかな場合を除き、東京都江戸東京博物館はその責を負わない。
  - ③ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等関係法令等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ケ) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について、施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。
- コ) 設置場所の寸法には、自動販売機本体のほか、放熱余地・自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等を含むものとする。寸法については、現地確認の上協議し、W1350 mm×D1000 mm程度とする。
- サ) 指定した場所には、災害時に無料で商品を提供する等の災害対応型の機種を設置すること。
- シ) 電子マネー、ICカード、QRコード等によるキャッシュレス決済機能を搭載し、当該決済に必要な通信機器を備えていること。

## 6 販売品目について

- (1) 商品は、設置運営事業者の提案によるものとするが、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこと。
- (2) 酒類及びその類似品は認めない。
- (3) 夏季の熱中症予防・対策に貢献できると思われる商品。
- (4) 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品を充実させること。
- (5) 各自動販売機内で安易に同一商品を複数セレクションにわたって並べないこと。

(6) 各設置場所によっても提供する商品ラインナップに工夫を凝らすこと。

## 7 運営事業者の応募資格および要件

- (1) 過去3年間に営業販売に関し、食品衛生法又は食品製造等取締条定に基づき、営業許可の取消し等の行政処分を受けていない者。
- (2) 国税および都税等の未納がない者。
- (3) 緊急を要する場合、速やかに適切な対応ができる者。
- (4) 平日のみならず土曜日、日曜日、祝日等にも商品補充、トラブル対応等ができる者。
- (5) 下記「11 経費負担」に示す経費負担ができる者。

## 8 契約期間および運営開始日

- (1) 本契約の期間は、令和8年3月から令和9年3月31日までの期間とする。  
但し、契約締結日および運営開始日は、運営事業者と東京都江戸東京博物館との間で協議の上、個別に決定する。
- (2) 運営事業者または東京都江戸東京博物館が、契約期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、その3ヶ月前までに、相手方に対してその旨を書面により通知するものとする。
- (3) 東京都江戸東京博物館が令和9年度以降の東京都江戸東京博物館指定管理者に選定され、かつ委託契約に基づく履行状況が良好であれば、令和9年4月1日から3年間を限度として契約期間を延長することが可能。

## 9 運営条件

- (1) 自動販売機の設置および維持・保守および補修に関する費用は、運営事業者の負担とする。但し、電源工事等躯体に係る経費は、東京都江戸東京博物館の負担とする。
- (2) 販売事業の遂行に必要となる行政上の各種許認可の手続き等を、運営事業者の費用負担で行い、その結果を、東京都江戸東京博物館に報告しなければならない。
- (3) 事前に設置する自動販売機の機種、デザイン等および販売する商品の品目およびその販売価格は、あらかじめ協議の上、東京都江戸東京博物館の承認を受けなければならない。これらの変更についても同様とする。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充の管理を適切に行うこと。
- (4) 運営事業者は、月毎の総売上額を東京都江戸東京博物館へ報告すること。また、自動販売機の販売管理手数料として売上額に一定率を乗じて得た額を指定期日までに合算して東京都江戸東京博物館に支払うこと。  
なお、振込手数料は運営事業者の負担とし、東京都江戸東京博物館は領収書の発行を省略することができる。
- (5) 運営事業者は、自動販売機の稼動に要した光熱費相当額を、東京都江戸東京博物館の定める方法により支払わなければならない。なお、電力使用量を積算する自動販売機用メーターは、運営事業者の責任において設置すること。

- (6) 運営事業者は、商品の補充、空き容器・代金の回収および自動販売機周辺の清掃その他本商品の販売に関する一切の業務を行うこと。
- (7) 自動販売機の故障その他商品の安全衛生に充分配慮し、自動販売機の故障および購入者その他第三者とのトラブルについては、自動販売機に運営事業者の連絡先を明示するとともに、運営事業者の費用と責任において迅速に処理すること。
- (8) その他詳細については、運営事業者と東京都江戸東京博物館との間で協議の上取り決めるものとする。

## 10 契約条件その他

- (1) 東京都江戸東京博物館は、運営事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。
- (2) 運営事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。
- (3) 東京都江戸東京博物館は、次の各号に該当するときには、契約を取り消し、又は変更することがある。
  - ア) 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき
  - イ) 運営事業者が契約条件に違反をしたとき
  - ウ) 運営事業者が応募者の資格を失ったとき
  - エ) 東京都が公益財団法人東京都歴史文化財団との指定管理者の指定を取り消す等の場合
- (4) 契約が終了した場合には、運営事業者は1週間以内に自らの負担で原状回復すること。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員は応募できない。

## 11 経費負担

運営事業者は、下記に掲げる経費を負担すること。

- (1) 自動販売機設置作業に関わる諸経費
- (2) 電気メーターによる使用電気料（月払い）  
なお、電気メーターは、運営事業者が持ち込むこと。
- (3) 販売管理手数料（月払い）  
売上額に一定率を乗じて得た額

## 12 現地見学会について

現地見学会を下記のとおり開催します。

- (1) 開催日時：令和8年1月13日（火）  
30分程度を予定。設置場所の確認を行います。改修工事中のため、図面や画像での確認のみとする可能性があります。
- (2) 参加方法  
参加を希望する運営事業者は、別紙2「東京都江戸東京博物館自動販売機による清涼飲料水等の販売管理運営事業者募集 現地見学会 参加届」をHP上からダウンロードしご記入（押印不要）のうえ、令和7年12月19日（金）17時までに下

記担当あてにEメールで提出してください。参加者には、別途集合時刻等を通知します。

担当 東京都江戸東京博物館 管理課 事業推進係 関・伊東・白根  
Eメール kouhou@edo-tokyo-museum.or.jp

### 1 3 質問の受付および回答

#### (1) 質問受付期間

令和8年1月16日（金）17時までに、Eメール（難しい場合はFAX）で受け付けます。

Eメール kouhou@edo-tokyo-museum.or.jp

FAX 03（3626）8001

令和8年1月16日（金）17時以降の問合せは一切受け付けません。なお、電話での質問は常時受け付けられません。

#### (2) 質問様式（任意）

質問は、項目ごとに簡潔明瞭に記述し、一覧にまとめて作成してください。売上金額が推測される質問にはお答えできません。

#### (3) 回答

質問事項と回答を集約したものを、見学会参加者全員に、令和8年1月23日（金）までに、ご連絡いただいた宛先へEメールで回答送付します。

### 1 4 審査内容および結果

#### (1) 書類審査の実施

提出された書類にもとづいて書類審査を実施し、応募者全員に対して書類審査の合否を通知します。なお、応募者からの提出書類は、審査の結果にかかわらず返却いたしません。

#### (2) 審査結果は、令和8年2月中旬（予定）までに、採否にかかわらず書面にて通知します。なお、審査の内容およびその結果についての問合せには、一切応じません。

### 1 5 応募書類の提出先及び提出期限

応募を希望する場合は、令和8年1月30日（金）17時（必着）までに、郵送により下記の書類を江戸東京博物館に提出してください。

#### (1) 「応募届」 1部

別紙3「自動販売機清涼飲料水等の販売管理運営事業者募集応募届」をHP上からダウンロードしてください。必要事項をご記入いただき、代表者印を押印願います。

#### (2) 「会社案内」 1部

#### (3) 「納入実績」 1部

過去3年間の納入実績（書式自由）。

※公益財団法人東京都歴史文化財団が管理する文化施設での納入実績がある場合は、必ず記載してください。

- (4) 「企画提案書」 7部（うち6部は社名等を抹消してください）  
「企画提案書」の書式は、自由書式（規格：A4 左綴じ）としますが、以下の項目は、必ず記載してください。
- ア) 設置予定自動販売機の機種及びその規格（デザイン・機能等がわかる機種カタログの添付でも可）及び設置方法
- イ) 自動販売機1台における販売ができるメーカー及びその商品・価格等
- ウ) 販売管理手数料  
設置予定の自動販売機別に、明示してください。
- エ) 売上に基づく料率をパーセンテージで記載してください。
- エ) 商品の補充及び空き容器の回収頻度及び時間帯等
- オ) 故障、トラブル時の対応等（年末年始、その他の休日及び時間外のサポート体制含む）
- カ) 上記5（3）の規格を満たしていることの説明  
5（3）の項目順に従って記載してください。
- キ) その他アピールしたい事項

（提出先） 東京都江戸東京博物館 管理課 事業推進係 関・伊東・白根  
〒130-0015 東京都墨田区横網1丁目4番1号

## 16 スケジュール（予定）

- (1) 募集要項配布（東京都江戸東京博物館HP）期間  
令和7年12月8日（月）～令和8年1月30日（金）17時まで
- (2) 現地見学会参加希望調査票提出締切  
令和7年12月19日（金）17時まで
- (3) 現地見学会  
令和8年1月13日（火）  
30分程度を予定。
- (4) 質問受付締切  
令和8年1月16日（金）17時まで
- (5) 質問回答（東京都江戸東京博物館より回答する）  
令和8年1月23日（金）
- (6) 応募書類提出期限（郵送必着）  
令和8年1月30日（金）17時まで
- (7) 運営事業者決定・通知  
令和8年2月中旬
- (8) 契約締結  
令和8年2月下旬以降

\*スケジュールは、予告なく変更することがあります。

## 参考 「江戸東京博物館の概要」

### 1 博物概要

#### (1) 名 称

東京都江戸東京博物館

#### (2) 所在地

東京都墨田区横網1丁目4番1号

#### (3) 敷地面積

29,293 m<sup>2</sup>

#### (4) 延床面積

48,512.95 m<sup>2</sup>

#### (5) 階 数

地下1階・地上7階

### 2 年間入館者数

平成30年度 約90万人 (常設展 約90万人、特別展 休室)

平成31年度 約113万人 (常設展 約84万人、特別展 約29万人)

令和2年度 約37万人 (常設展 約21万人、特別展 約16万人)

令和3年度 約42万人 (常設展 約34万人 特別展 約8万人)

※平成30年度は常設展のみオープン

※ 新型コロナウイルス感染拡大による臨時休館

平成31年度：2月29日から3月31日まで

令和2年度：4月1日 から5月31日まで

令和3年度：4月25日から5月31日まで

※令和4年4月1日より、大規模修繕工事のため休館

※令和8年3月31日リニューアルオープン

### 【問合せ・書類提出先】

東京都江戸東京博物館 管理課 事業推進係

(担当：関・伊東・白根)

〒130-0015 東京都墨田区横網一丁目4番1号

電話 03 (3626) 9974 (代表)

FAX 03 (3626) 8001

Eメール kouhou@edo-tokyo-museum.or.jp